

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した上肢の傷病は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、ネイリストとして就労していたが、平成〇年〇月頃より、左手関節部に違和感を覚え、整骨院で施療を受けたものの、痛みが増悪したため、〇クリニックを受診し「左手関節靭帯損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

自分の行っていた業務は、過大な業務に該当するもので、1日の仕事の密度が高いために発症したものとする。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人は、ネイリストとして作業中に、客の手、足を固定するために、長時間同一の肢位をとっていたことは理解できるものの、上肢の反復、中間保持姿勢、拘束姿勢といった作業状況は認められず、人の手足であるために、固定することに多大な力を要したことにより、上肢に負担が生じたとは評価できない。

(2) 作業時間・業務量について、おおむね8時間の所定労働時間内の業務であり、顕著な時間外労働も認められず、過重な業務とは評価できない。

(3) 請求人に生じた本件傷病は、それを引き起こしたと考えられる業務的要因が見出せず、業務との相当因果関係のある傷病とは認められない。

以上から、不支給決定をしたものである。

4 審査官の判断

(1) 請求人の作業は、左肘を机の上に固定し、常時手、指先に神経を集中して行う作業であることから、上肢に負担のかかる作業である「頸部、肩の動きが少なく、姿勢が拘束される作業」及び「上肢等の特定の部位に負担のかかる状態で行う作業」に該当する。

また、当該作業に2年6か月間従事したことが認められる。

(2) 請求人の業務量について、繁忙期に、店長が休業したため、1日に対応する客数が、本件傷病の発症の直前約3か月間において、20%以上増加したことが認められる。

(3) 地方労災医員は、請求人の業務と本件傷病の発症との関連性について「ネイリストとして、左手及び左手関節の作業における肢位は、手関節尺屈し、母指の屈伸を伴うものであ

り、長母指伸筋腱及び短母指伸筋腱に負担のかかる作業といえる。」とし、業務に起因する障害であると所見している。

(4) 以上のことから、本件傷病は、上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであり、発病前に過重な業務に就労し、発症までの経過が医学上妥当なものであると認められる。

(5) したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。